

「高井」第二百五号別刷

平成三十年

飯山市静間の法伝寺二号古墳の年代推定

—東日本最古級の前方後方墳の可能性について—

松  
澤  
芳  
宏

## 飯山市静間の法伝寺二号古墳の年代推定

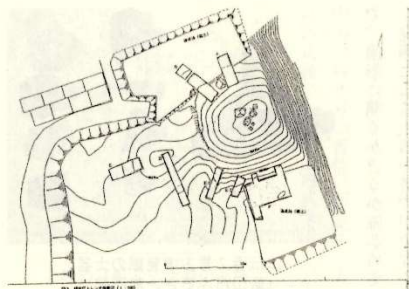
— 東日本最古級の前方後方墳の可能性について —

松澤芳宏

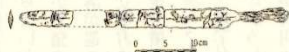
長野県で最初に確認された前方後方墳は松本市の弘法山古墳である。それ以前は、県下で前方後方墳は実在しないものと考えられていた。弘法山古墳の確認によって、県史編纂事業の一環として飯山市秋津地区静間の勘介山古墳を測量調査し、中学生時代に発見していた同古墳を、前方後方墳と推定するに至った。

同時に、以前から帆立貝式古墳と考えていた飯山市有尾古墳や当該の法伝寺二号古墳を、前方後方墳ではないかとの可能性を論文等に発表した。

その後、法伝寺の墓地整備事業に、二号墳が関係するかもしれないとの考えにより、飯山市教育委員会に調査



鉄剣は法伝寺住職岩上昭氏所蔵



法伝寺2号古墳と出土鉄剣

古墳実測図は飯山市教育委員会『法伝寺2号古墳』1997による。



法伝寺2号古墳を東側から望む

の必要性を報じ、当古墳の範囲確認調査が実施された。その結果、二号墳は前方後方墳であると確定された。<sup>3)</sup>

すでに昭和二十五年前後の時期に、墳頂下三〇cmで、中学生により鉄剣が発見されてはいるが、それが原初の埋葬主体部



法伝寺2号古墳発掘の土器  
(飯山市ふるさと館所蔵)

が一m下がるとされる。周溝的部分的調査で、前方部の陸橋の有無は分からないが、前方部が未発達で前方部に溝が巡る前方部確立型古墳<sup>4)</sup>で、前方後方墳であると断言できる。ただ、前方部前

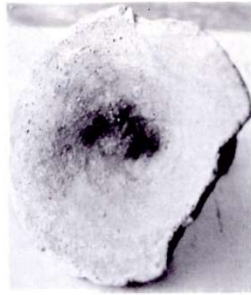
からの発見であるかは明らかではない。さらに深部に埋葬主体部があることもあろう。また、文化財保護の機運が少ない時期の、先生も加わった興味本位の発掘であったようだが、すぐに出土品は法伝寺に返され、今に伝わっている。

のちの、飯山市教育委員会の発掘報告書では推定の上長二三mとし、後方部幅が一三・五m高さ二・六m、また、前方部長き九・五m端部幅八m、後方部との比高差

で、撥形に開くかどうか確かめてもらいたかった。発掘による土器の破片が少なく、器形が判明する高坏脚部が墳裾から発掘されている。北陸の月影式後半と思われる小型化した高坏である。三世紀前半より中頃が土器の示す年代だが、中野市安源寺城一号墳のように月影式器台が布留0式前後併行土器に伴う例もあるから、三世紀前半より四世紀初頭のいずれかが、法伝寺二号古墳の築造年代と考える<sup>5)</sup>。東日本最古級の前方後方墳の一つである。

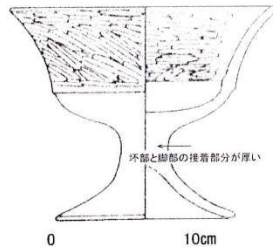
この年代推定を補強するものとしては青龍三年(二三五年)銘の方格規矩四神鏡が出土した京都府京丹後市の大田南五号墳の出土土器がある。森井貞雄氏は「この土器は丹後の地域色をもつが、弥生終末期から古墳前期初頭にかけての庄内三式あるいは布留0式に相当にする。この資料は弥生終末期の終わりが、三世紀中頃を上限としていることを教えてくれる」と述べている<sup>6)</sup>。

私の考えでは、二三五年銘鏡が大陸や日本で伝世するのを勘案し、七〇年を加えると西暦三〇五年となり、慎重を期してプラスマイナス三〇年を考慮しておく<sup>7)</sup>、大田南五号墳土器群は三世紀後半より四世紀初頭を前後する年代となり、古墳自体もその年代に収まると思われる。佐



法伝寺2号古墳出土高坏の底部  
の視点

藤見一・杉原和雄氏は大田南五号墳を四世紀の早い段階と考慮しており、ほぼ私の年代観と一致する。



北陸の月影Ⅱ式土器の高坏  
図の出典：日本土器辞典・雄山閣出版・1996

月影式後半土器の年代については科学測定により、年代を上げる意見もあるが、ここまで述べてきたように、中国の魏年号の青龍三年(二三五年)銘鏡が基準となり、月影式後半(畿内庄内式後半)の下限については三世紀後半に入る可能性もあり、伝世により四世紀初頭まで、ごく一部で、使われる可能性もある。ただし、鏡



法伝寺2号古墳全景（手前が前方部、奥が北の方角）

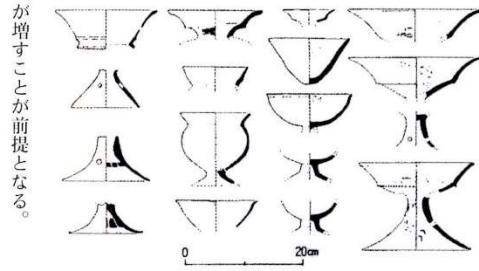
また、東海西部政権のなんらかの影響が、前方後方墳を他地方に伝えたとするのも大きな誤りである。どこが前方後方墳や後方墳の発祥の地であるかではなく、極めて大きな枠のなかで同じよう

その様式の最古の古墳である保障はない。大陸の古墳の影響が弥生古墳を成立させ、連綿と続く中で、前方後方墳、前方後方墳が成立してくる。そのスタイルを権力背景によって大型化したのが、大前方後方墳なのである。したがって、畿内の大前方後方墳スタイルを地方に押し付けたのが前方後方墳の波及であって、畿内政権の波及とするのは極めて危険である。

また、東海西部政権のなんらかの影響が、前方後方墳を他地方に伝えたとするのも大きな誤りである。

どこが前方後方墳や後方墳の発祥の地であるかではなく、極めて大きな枠のなかで同じよう

な前方部の形態変遷があるだけである【前方部付設型古墳の発展形態】。むしろ早くから弥生円墳が流行った地域で前方後方墳が成立し、弥生方墳が流行った地域で前方後方墳が成立してくるのである。そして、その様式が個々に、さらに周辺に影響を及ぼすことはありえよう。中野市高遠山古墳が東国最古級の前方後方墳であるのはよい。しかし古墳の最古ではない。連綿と続いていた弥生古墳があるのである。木島平村根塚遺跡の葺石のある円墳は弥生古墳であるとすれば、筆者には大陸文化の波及を語る資料として都合がよいが、内部の円形周溝墓と同じ墓域であるか断定が出来ないで惜しい。しかし、今、出土品から考察し、大雑把に言えることは、根塚遺跡にいくつもの弥生古墳があり、次に飯山市法伝寺前方後方墳（法伝寺二号古墳）が造られ、法伝寺と同時か、やや新しく高遠山古墳が造られたといえるであろう。古墳の形のみで畿内政権の波及、東海政権の波及というのは、とても危険である。国家統一への動乱期に各地で戦闘があり、それに伴っ



大田南5号墳の墓壙上出土の土器（青龍3年銘鏡に伴う）

出典：『卑弥呼誕生』大阪府弥生博物館編・東京美術1999

の伝世が一〇〇年以上にわたることになれば、庄内式後半（布留0式（北陸の月影式後半）白江式）の年代観がさらに下降することになろうが、それには幾多の銘文鏡と土器の同時出土例

出土土器の年代観が私とは異なることを示している。以上、法伝寺二号墳（市指定史跡）の年代についてふれたが、予想以上に古い見解に驚かれる人が多いと思うが、土器の年代であるから仕方がない。今後はさらに土器等の資料が増えることが望まれる。資料が増加すればさらに時代を限定できよう。

## 二、

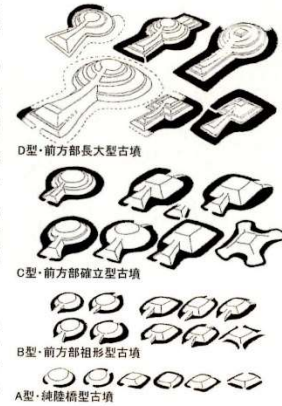
さて、ここで、このような前方後方墳が成立する時代的背景について若干考えてみたい。

通説として、前方後方墳を大和政権の影響下にあるものとし、前方後方墳を東海西部政権の影響下にあるものとする説がある。

確かに初期前方後方墳など畿内の大前方後方墳の、箸墓古墳に似たものが各地にある。それを畿内政権の影響下とし、それ以前の纏向石塚古墳に似た畿内以外各地の古墳を、纏向型古墳の波及とする説がある。これは弥生時代の大坂湾型銅戈の地方波及とおなじ論法であろう。

纏向型古墳も、箸墓型古墳も、石塚古墳・箸墓古墳が





前方部付設型古墳の発展形態  
松澤芳宏『信濃』59-2平成19年論文  
による。

も多数残っている。円墳・方墳の多くがそれに含まれ、規模の大きい場合もある。

三、

ここで、法伝寺二号墳の周囲の状況についてみてみると、法伝寺古墳群には、二号墳のすぐ南に二六×二二m、高さ五・二mの方墳（一号古墳）がある。周囲が墓地として削平されているので、前方後方墳であった可能性も僅かにある。

また、周辺は飯山城前線の武田方への防御線として機能していたと見られ、一号古墳の周溝も空堀の機能をもったものかもしれない。

さらに、一号墳の周溝が西側にもあり、やや逸れて分岐し西の丘陵端まで延び、その南端に小マウンドがある。小古墳と思われるが、現在墓地となっている。また、一号墳と二号墳の間、やや東よりも小マウンドがある。これも小古墳であろう。

こうしてみると、主墳の周囲には小古墳がたくさん伴うことが予想される。この状況は、飯山市勘介山古墳・有尾古墳群でも観察できる。福島県会津坂下町周辺と似

て多くの人の動きがあり、文化として、前方部祖形型古墳から前方部確立型古墳への段階が認められる。つまり前方後方墳や前方後円墳が成立してくるのである。成立期の前方後円（方）墳が全長二〇m内外の規模をもつがあるのは文化であるからであり、意外と、小規模前方後円（方）墳の数は膨大であり、地下に埋もれた前方部祖形型・前方部確立型古墳は今後膨大な数にのぼるであろう。

ただし、前方部付設型古墳の発展形態は必ずしも年代的な位置がスムーズに移行するのではなく、時代が逆転する場面が多々ある。特に純陸橋型古墳は古墳時代後半に

たような状況が飯山市の西部丘陵中で確認される日が必ずあろう。

ちなみに、近辺は断層帯に伴う狭長な丘陵の先端に当たり、防御としての切岸が施されたと思われ、旧法伝寺の敷地は膨大な削平地であり、急斜面が取り巻いている。

このような切岸の状態は、北畑館や飯山城目前の上倉諏訪社周辺と片山神社の丘にも見られ、飯山城攻防戦を



飯山市静間の法伝寺古墳群位置図  
(昭和30年代の航空写真)

考える上で、重要な視点となる。今後の研究課題であろうが、その一方で法伝寺古墳群一帯に甲越合戦時代の防御施設が施され、古墳群の実態を变形させている懸念がある。法伝寺一

当初のものであるかどうか今後の再考を待ちたい。また、この古墳群には次のような伝承がある。「朝日さし、夕日輝く丘の上、鳥のひょくらとび三足半中その下に、黄金云々。」また、『下水内郡誌』には、「朝日てり夕日輝く其下に、黄金千両、漆千盃」とある<sup>(9)</sup>。どちらが正しいか明らかではないが、全国至る所の似たような伝承により、盗掘が助長された面もある。しかし、法伝寺一号古墳は薬師堂で守られている。



法伝寺1号古墳全景  
(右手奥が北の方角で、周溝が見える。)

以上、攷筆するにあたり、飯山市ふるさと館においては、古墳の出土品の写真撮影にお許しをいただいたことに感謝したい。また、法伝寺住職岩上昭亞氏にも何かとご指導をいただき御礼を申し上げます。

注

- 1 松澤芳宏「北信濃北半における前方後方墳の発見とその意義」『高井五二号』一九八〇
  - 松澤芳宏「有尾古墳群・勘介山古墳」長野県史『主要遺跡（北東信）』一九八二
  - 2 松澤芳宏「飯山・中野地方の前半期古墳文化と提起する諸問題」『信濃三五―三』一九八三
  - 松澤芳宏「有尾古墳群・勘介山古墳」長野県史『主要遺跡（北東信）』一九八二
  - 3 望月静雄他『法伝寺二号古墳』飯山市教育委員会一九九七
  - 4 松澤芳宏「古墳の定義と墳丘墓名称の廃止について（北信濃北半を例として）」『信濃五九―二』二〇〇七
  - 「前方部付設型古墳の発展形態」の内として、「前方部確立型古墳」からを前方後円墳・前方後方墳・四隅突出型古墳等として墳形が確立したと論じた。世界的見地から従来の古墳定義や墳丘墓名称の矛盾を突き、言語学上の墳の文字を尊重した論文であり、弥生時代の墳丘墓も弥生古墳とした。日本の古墳時代は全長八〇m以上の古墳の複数登場をもって位置付けた。世界の古い時代の墳丘のある墓所も古墳とした。
  - 5 注4の文献の中で、この年代観を示した。
  - 6 金関愨監修『卑弥呼誕生』大阪府立弥生文化博物館編・東京美術一九九九
  - 7 石野博信編『全国古墳編年集成』雄山閣出版一九九五
  - 8 注4に同じ。
  - 9 栗岩英治編『下水内郡誌』一六頁。下水内教育会一九一三（大正二年）
- 本稿は、インターネットの『松澤芳宏の古代中世史と郷土史』の一項である「北信濃北半古墳文化真実の意義は何か」平成二十一年三月七日記、平成三十年六月追記の内容に加筆し、紙上に再編したものである。平成三十年七月記